(二)　市町村は、(一)による通報又は障害者からの養護者による障害者虐待を受けたという旨の届出を受けたときは、速やかに、当該障害者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、福祉事務所その他関係機関、民間団体等とその対応について協議を行うものとすることとした。（第九条第一項及び第三五条関係）

(三)　市町村は、(一)による通報又は(二)の届出があった場合には、当該通報又は届出に係る障害者に対する養護者による障害者虐待の防止及び当該障害者の保護が図られるよう、養護者による障害者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる障害者を一時的に保護するため迅速に当該市町村の設置する障害者支援施設等に入所させる等、適切に、身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法の規定による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置を講ずるものとすることとした。この場合において、当該障害者が身体障害者及び知的障害者以外の障害者であるときは、当該障害者を身体障害者又は知的障害者とみなして、身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法の規定を適用することとした。（第九条第二項関係）

(四)　市町村長は、(一)による通報又は(二)の届出があった場合には、当該通報又は届出に係る障害者に対する養護者による障害者虐待の防止並びに当該障害者の保護及び自立の支援が図られるよう、適切に、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律又は知的障害者福祉法の規定により後見開始等の審判の請求をするものとすることとした。（第九条第三項関係）

(五)　市町村長は、養護者による障害者虐待により障害者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、障害者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該障害者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができることとした。（第一一条第一項関係）

8　障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等

(一)　障害者福祉施設の設置者又は障害福祉サービス事業等を行う者は、障害者福祉施設従事者等の研修の実施、当該障害者福祉施設に入所し、その他当該障害者福祉施設を利用し、又は当該障害福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける障害者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等のための措置を講ずるものとすることとした。（第一五条関係）

(二)　障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならないこととした。（第一六条第一項関係）

(三)　障害福祉施設従事者等による障害者虐待を受けた障害者は、その旨を市町村に届け出ることができることとした。（第一六条第二項関係）

(四)　市町村は、(二)による通報又は(三)による届出を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報又は届出に係る障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に関する事項を、当該障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に係る障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に係る障害福祉サービス事業等の事業所の所在地の都道府県に報告しなければならないこととした。（第一七条関係）

(五)　市町村が(二)による通報若しくは(三)による届出を受け、又は都道府県が(四)による報告を受けたときは、市町村長又は都道府県知事は、障害者福祉施設の業務又は障害福祉サービス事業等の適正な運営を確保することにより、当該通報又は届出に係る障害者に対する障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止並びに当該障害者の保護及び自立の支援を図るため、社会福祉法、障害者自立支援法その他関係法律の規定による権限を適切に行使するものとすることとした。（第一九条関係）

9　使用者による障害者虐待の防止等

(一)　障害者を雇用する事業主は、労働者の研修の実施、当該事業所に使用される障害者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の使用者による障害者虐待の防止等のための措置を講ずるものとすることとした。（第二一条関係）

(二)　使用者による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村又は都道府県に通報しなければならないこととした。（第二二条第一項関係）

(三)　使用者による障害者虐待を受けた障害者は、その旨を市町村又は都道府県に届け出ることができることとした。（第二二条第二項関係）

(四)　都道府県は、(二)による通報、(三)による届出等を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報、届出又は通知に係る使用者による障害者虐待に関する事項を、当該使用者による障害者虐待に係る事業所の所在地を管轄する都道府県労働局に報告しなければならないこととした。（第二四条関係）

(五)　都道府県労働局が(四)による報告を受けたときは、都道府県労働局長又は労働基準監督署長若しくは公共職業安定所長は、事業所における障害者の適正な労働条件及び雇用管理を確保することにより、当該報告に係る障害者に対する使用者による障害者虐待の防止並びに当該障害者の保護及び自立の支援を図るため、当該報告に係る都道府県との連携を図りつつ、労働基準法、障害者の雇用の促進等に関する法律、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律その他関係法律の規定による権限を適切に行使するものとすることとした。（第二六条関係）

10　就学する障害者等に対する虐待の防止等

(一)　学校の長は、教職員、児童、生徒、学生その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、就学する障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、就学する障害者に対する虐待に対処するための措置その他の当該学校に就学する障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとすることとした。（第二九条関係）

(二)　保育所等の長は、保育所等の職員その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、保育所等に通う障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、保育所等に通う障害者に対する虐待に対処するための措置その他の当該保育所等に通う障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとすることとした。（第三〇条関係）

(三)　医療機関の管理者は、医療機関の職員その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、医療機関を利用する障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、医療機関を利用する障害者に対する虐待に対処するための措置その他の当該医療機関を利用する障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとすることとした。（第三一条関係）

11　市町村障害者虐待防止センター及び都道府県障害者権利擁護センター

(一)　市町村は、障害者の福祉に関する事務を所掌する部局又は当該市町村が設置する施設において、当該部局又は施設が市町村障害者虐待防止センターとしての機能を果たすようにするものとすることとし、市町村障害者虐待防止センターは、次に掲げる業務を行うものとすることとした。（第三二条第一項及び第二項関係）

(1)　7(一)、8(二)若しくは9(二)による通報又は7(二)の届出若しくは8(三)若しくは9(三)による届出を受理すること。

(2)　養護者による障害者虐待の防止及び養護者による障害者虐待を受けた障害者の保護のため、障害者及び養護者に対して、相談、指導及び助言を行うこと。

(3)　障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報その他の啓発活動を行うこと。